

三隅農業者トレーニングセンター

種別	名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
社会 教育 施設 使用 料	三隅農業者トレーニングセンター	老人託児室	1時間につき	200	8時30分から22時まで	
		生活改善実習室	1時間につき	500		
		ホール・展示室(1階)	1時間につき	600		
		視聴覚室	1時間につき	600		
		生活改善室	1時間につき	300		
		会議室	1時間につき	300		
		研修室	1時間につき	500		
		ホール(2階)	1時間につき	150		
		多目的ホール	1時間につき	400		
		ステージ	1時間につき	200		
		室名	区分	冷暖房使用料(円)		
		老人託児室	1時間につき	50		
		生活改善実習室	1時間につき	100		
	ホール・展示室(1階)	1時間につき	100			
	視聴覚室	1時間につき	100			
	生活改善室	1時間につき	100			
	会議室	1時間につき	100			
	研修室	1時間につき	200			
	備考					
	1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。					
2 主たる使用者が市外のものであるときの使用料は、定額の5割増とする。						
3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。						

宗頭文化センター（三隅上地区農業者健康管理センター）

種別	名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
社会 教育 施設 使用 料	宗頭文化センター	研修室	1時間につき	250	8時30分から22時まで
		和室(1階)	1時間につき	100	
		交流室1	1時間につき	250	
		交流室2	1時間につき	250	
		交流室2室利用	1時間につき	500	
		調理実習室	1時間につき	200	
		野外炊飯場	1時間につき	200	
		体験工房	1時間につき	200	
		浴室	1人につき	100	
	室名	区分	冷暖房使用料(円)		
	研修室	1時間につき	100		
	和室(1階)	1時間につき	50		
	交流室1	1時間につき	50		
	交流室2	1時間につき	50		
	交流室2室利用	1時間につき	100		
	体験工房	1時間につき	50		
	備考				
1 宿泊(22:00から翌日の8:30まで)を伴うときは、1人1泊につき次の額を徴収する。 (1) 18歳以下の者 200円 (2) その他の者 500円					
2 宿泊は5名以上の団体が利用する場合に認める。					
3 宿泊料には、浴室使用料を含む。					
4 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。					
5 主たる使用者が市外のものであるときの使用料は、定額の5割増とする。					
6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。					

種別	名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要		
社会 体育 施設 使用 料	三隅上地区農業者 健康管理センター	多目的ホール	1時間につき	400	8時30分から22時まで		
		老人作業室	1時間につき	200			
		浴室	1人につき	50			
			具体的名称	区分	冷暖房使用料(円)		
			多目的ホール	1時間につき		150	
			老人作業室	1時間につき		100	
			備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外のものであるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				

三隅勤労者スポーツセンター

種別	名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
社会 体育 施設 使用 料	三隅勤労者スポ ーツセンター	体育館(半面)	1時間につき	400	8時30分から22時まで
		体育館(全面)	1時間につき	800	
		ミーティング 室	1時間につき	150	
			備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外のものであるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。		

三隅総合運動公園 (ふれあいパーク三隅)

種別	名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要		
社会 体育 施設 使用 料	三隅総合運動公園	グラウンド(半 面)	1時間につき	200	8時30分から22時まで		
		グラウンド(全 面)	1時間につき	400			
		100mコース	1時間につき	100			
		跳躍コース	1時間につき	100			
		ミーティ ング ルーム	1時間につき	300			
		放送用具一式	1時間につき	50			
			具体的名称	区分	冷暖房使用料(円)		
			ミーティ ング ルーム	1時間につき		100	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外のものであるときの使用料は、定額の5割増とする。た だし、放送用具は除く。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計 算する。						

種別	名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要	
社会 体育 施設 使用 料	夜間照明施設	三隅総合運動 公園グラウン ド	30分につき	北面	600	
			30分につき	南面	300	
			備考 使用時間が30分に満たないときは、30分とみなす。			

学校施設 (開放) 【三隅中学校・明倫小学校・浅田小学校】

種別	名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要	
社会 体育 施設 使用 料	小・中学校屋内運 動場	体育館(半面)	1時間につき	400	8時30分から22時まで	
		体育館(全面)	1時間につき	800		
		名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
		小・中学校屋外運 動場夜間照明施設	三隅中学校グ ラウンド	30分につき	500	7/15～9/15は 夜間使用禁止
	備考 使用時間が30分に満たないときは、30分とみなす。					